

・令和3年度 支部事業に向けた意見交換について

支部保険者機能強化予算（令和3年度）については、10月末頃、本部への予算要求を行う予定です。令和3年度の事業実施に向けた計画・予算の策定は、事業主様・加入者様の意見を反映させた事とするため、ご意見・アイデアをお伺いします。

主な項目

- I 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化策について
- II 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進について

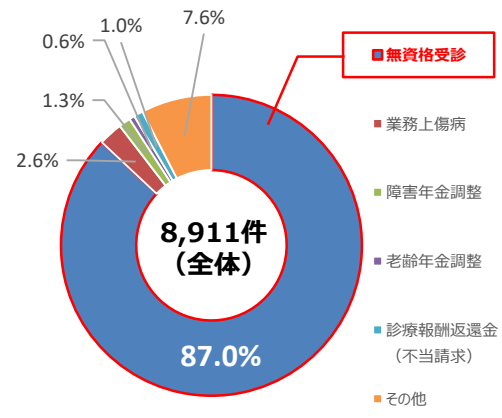
1 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化策について

資格喪失後1か月以内の保険証回収率	令和元年度KPI	令和元年度回収率	達成状況	無資格受診による返納金発生状況	
94.0%	94.0%	92.6% (R2.1)	未達成	令和元年度 7,753件	1億9,224万3,056円

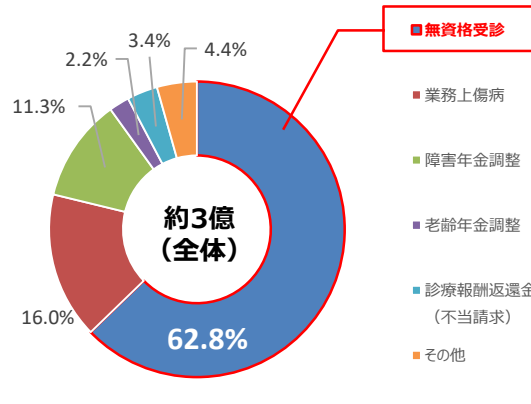
令和元年度 主な取り組み

- ・資格喪失処理後2週間以内の一次催告実施
- ・一次催告実施後、2週間以内に二次催告を実施
- ・回収不能届受付件数4,470件（電話番号あり1,973件）
- ・電話催告1,265件（架電率64%）
- ・保険証回収率の低い、喪失後受診が多い事業所への文書・電話及び訪問による周知
- ・納入告知書同封チラシ・メルマガ・HPにより事業所、加入者へ広報
- ・保険証適正使用ポスターを作成し、兵庫県内医療機関（医科・歯科）に配布（7,000部支払基金を通じて配布）
- ・保険証未返却の多い事業所に保険証適正使用ポスター送付（約600社×2部）

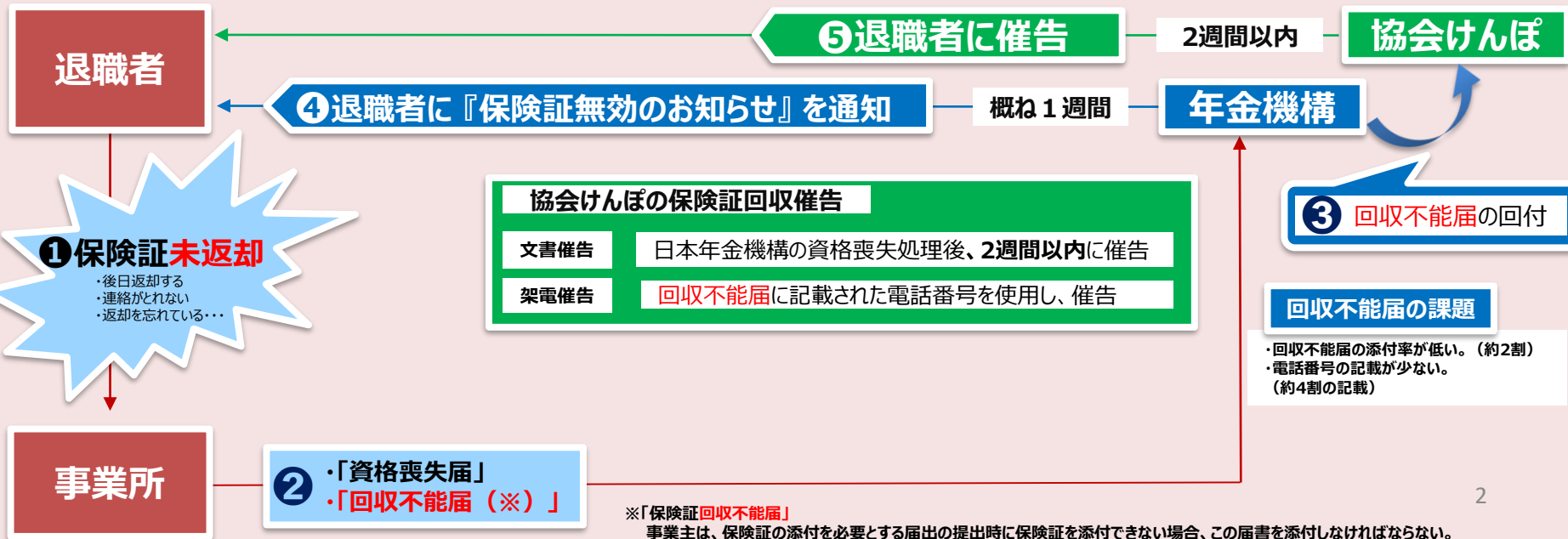
発生原因の内訳（件数ベース）



発生原因の内訳（金額ベース）



保険証回収の流れ



※「保険証回収不能届」
事業主は、保険証の添付を必要とする届出の提出時に保険証を添付できない場合、この届書を添付しなければならない。

主な課題

- ・保険証回収不能届の提出率が低い。（回収不能届の認知度が低く、広報が不足している。）
- ・保険証回収不能届の提出があっても、電話番号が記載されていないことが多い。
- ・保険証が手元に来るまで使用できている者や次の保険証がくるまで使用できているなど、正しい保険証の取り扱いが十分に周知されていない。（債務者との対応で判明）
- ・催告を早めても、年金機構の事務処理完了後の催告となっているため、退職日からある程度、日数が経過している。
- ・催告を早めることは、喪失後受診発生防止対策になるが、退職時に確実に回収しないと喪失後受診は発生する。
- ・医療機関側が「月1回確認すれば良い」という認識を持っているケースもある。
- ・事業主側も確実な回収に苦慮している。（急に退職してしまった。連絡がとれない。複数支店があり、管理が難しい・・・など）
- ・次の保険証ができるまで、どうしても日数がかかるので、不安で持っておきたいという方がいる。
- ・一部だが、退職して使用できないとわかっていて、使用している人がいる。

ご意見をいただきたい事項

- ① 加入者ご本人やご家族に加え、事業主様、医療機関に対する広報、また、広報の場所として医療機関の窓口等、それ以外にも多様な場面で、多くの人目の付く場で、広報を展開する必要がありますが、効果的な広報について、ご意見をお願いします。
- ② 事業所のご担当者も保険証の回収には苦慮しているケースがあります。従業員のご退職、被扶養者の異動時に保険証を確実に返却するよう、促すための具体策について、ご意見をお願いします。

II 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進について

KPI項目	KPI設定値	支部実績	達成状況
①広報活動による加入者理解率の平均	37.9%	42.3%	達成
②健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	33.5%	33.5%	達成

①広報活動による加入者理解率の平均		
質問項目	兵庫	全国
分野① 保険料	16.6%	21.2%
分野② 健診・保険指導	40.8%	44.9%
分野③ その他の協会けんぽの取組	48.1%	50.1%
分野④ 医療のかかり方	51.5%	54.2%
分野⑤ 現金給付	54.4%	57.6%
令和元年度 平均	42.3%	45.6%

項目	設問（昨年度と共通項目を抜粋）	兵庫	全国
分野① 保険料	・保険料率は、医療費の地域差を反映し、支部ごとに異なること。	20.0%	25.6%
	・自身が加入する支部の保険料率。	7.1%	12.1%
	・保険料率は毎年見直しされていること。	22.6%	25.9%
分野② 健診・保険指導	・35歳以上の被保険者向けの健診として、「生活習慣病予防健診」を実施していること。	51.0%	51.8%
	・被扶養者向けの健診として、「特定健康診査」を実施していること。	40.7%	45.8%
	・特定保健指導を実施していること。	48.4%	51.5%
分野③ その他の協会けんぽの取組	・健診結果で血圧・血糖値で要治療・要精密検査で未治療者の方に受診勧奨文書を送付していること。	20.6%	27.5%
	・あなたの職場が健康宣言をしているかどうか。	5.2%	7.2%
	・年に1回「医療費のお知らせ」を送付していること。	67.1%	66.7%
	・「医療費のお知らせ」は確定申告において、医療費等の明細書として使用できること。	50.3%	49.3%
	・ジェネリック医薬品は、先発医薬品と効き目や安全性が同等で、国が認可した薬であること。	80.0%	83.4%
・ジェネリック医薬品は、先発医薬品と比べ、3～5割薬代が安くなること。	81.3%	85.2%	
・健康づくりや医療費適正化につながる事業主・加入者の行動、取り組みが保険料率に反映される「インセンティブ制度」がスタートしていること。	4.5%	8.7%	
分野④ 医療のかかり方	・紹介状なしで大きな病院に受診すると、特別料金が加算されること。	52.9%	54.9%
	・ハシゴ受診は、重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響がありお金もかかること。	41.3%	46.1%
	・医療機関の診療時間外（夜間・休日）に受診すると割増料金がかかること。	72.9%	75.0%
	・子供を病院に連れて行か迷った場合の救急相談先（小児救急電話相談）がある。	38.7%	40.7%
分野⑤ 現金給付	・高額療養費について	82.6%	80.1%
	・限度額適用認定証について	48.4%	52.5%
	・傷病手当金について	51.0%	54.7%
	・出産育児一時金について	60.6%	64.4%
	・出産手当金について	47.7%	53.1%
・療養費について	36.1%	40.6%	

兵庫支部の課題

KPI達成も多くの項目が、全国平均より低い認知度

協会けんぽの広報媒体、健康保険委員を通じて、さらに広報が必要。

結果

II 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進について

KPI項目	KPI設定値	支部実績	達成状況
① 広報活動による加入者理解率の平均	37.9%	42.3%	達成
② 健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	33.5%	33.5%	達成

(1) 被保険者カバー率 (KPI)

被保険者数	委嘱事業所被保険者数	被保険者カバー率 (KPIの項目)			事業所規模	委嘱事業所被保険者数 / 被保険者数	カバー率	全国平均
		兵庫	順位	全国平均				
887,405人	297,213人	33.5%	45/47	42.26%	被保険者 1～9人	1,783人 / 172,853人	1.03%	5.07%
					10～29人	18,848人 / 161,710人	11.66%	22.89%
					30～99人	54,651人 / 182,641人	29.92%	46.99%
					100～499人	129,066人 / 239,184人	53.96%	68.11%
					500人以上	92,865人 / 131,017人	70.88%	65.02%

(2) 事業所カバー率

事業所数	委嘱事業所数	事業所カバー率			事業所規模	委嘱事業所数 / 事業所数	カバー率	全国平均
		兵庫	順位	全国平均				
73,800社	3,116社	4.22%	46/47	8.84%	被保険者 1～9人	404社 / 58,914社	0.69%	3.32%
					10～29人	1,007社 / 9,991社	10.08%	21.00%
					30～99人	981社 / 3,531社	27.78%	44.41%
					100～499人	635社 / 1,239社	51.25%	66.68%
					500人以上	89社 / 125社	71.20%	70.66%

※被保険者・事業所カバー率ともに10人～500人未満のカバー率が全国平均と乖離

兵庫支部の課題

兵庫支部被保険者カバー率は、全国3番目に低い。(事業所カバー率は、全国2番目に低い)
10～499人規模では、カバー率が全国平均と乖離しているため、この規模のカバー率を上げる必要がある。

機密性1 1. 令和元年度の兵庫支部の取り組み（登録勧奨）

- ①被保険者20名以上の5,483事業所へA4フライヤーを送付
- ②未委嘱事業所の被保険者数上位94社に、勧奨文書（長3封筒）を送付
- ③新規適用事業所に勧奨文書（角2封筒）を送付
- ④健康宣言実施事業所への勧奨
- ⑤全職員による事業所訪問時の勧奨

※勧奨の回答率については、フライヤーでは約2%、長3封筒では約12%であった。

2. 健康保険委員に向けた主な取り組み

①令和元年度 年金委員・健康保険委員表彰式、合同研修会の開催

日 程：令和元年11月20日（水）14時30分～16時30分
場 所：神戸市産業振興センター ハーバーホール
共 催：全国健康保険協会兵庫支部 日本年金機構兵庫県内年金事務所 兵庫県社会保険委員連合会
後 援：一般財団法人兵庫県社会保険協会
表 彰 者：16名（理事長表彰2名・支部長表彰14名）
記念講演：「お酒と健康について」平田 まり 氏（独立行政法人労働者健康安全機構兵庫県産業保健総合センター産業医学相談員）
参加者数：約50名

②令和元年度 健康保険委員研修会（2会場）

- 神戸市産業振興センター ハーバーホール
令和2年2月13日（木）14時30分～16時20分 参加者数 191名
- 姫路・西はりま地場産業ビル 901会議室
令和2年2月18日（火）14時30分～16時15分 参加者数 70名

内 容：「インセンティブ制度と健康保険各種給付の申請について」講師 支部職員
「働き方改革で変わる職場・働き方」講師 特定社会保険労務士 原 成昭 氏
兵庫県の事業ご紹介（兵庫県健康福祉部より、神戸のみ）

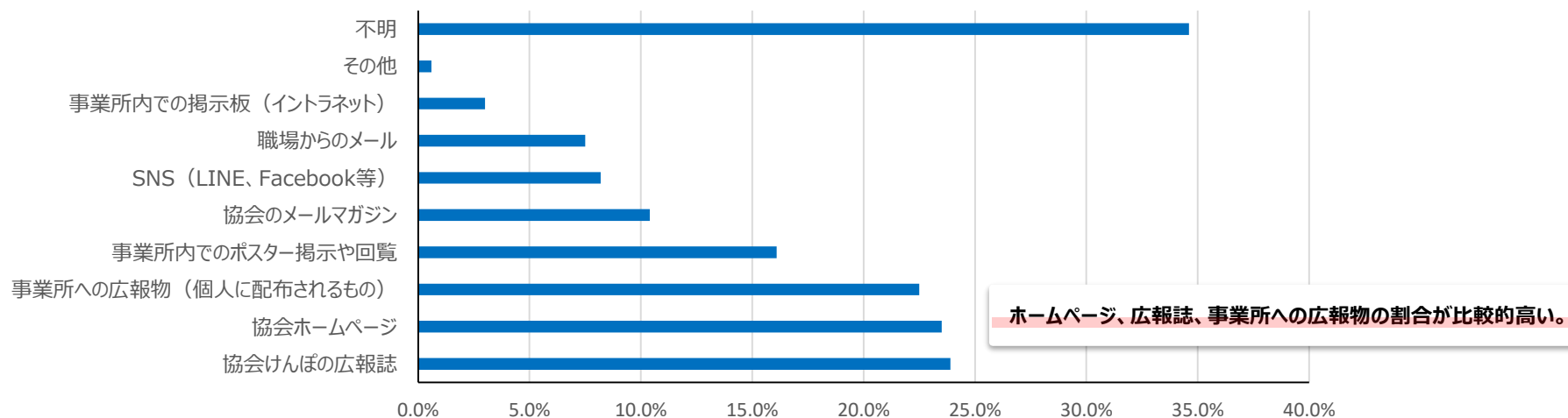
A4フライヤーと勧奨文書
では、回答率（申込率）
に差があった。

The image shows two documents side-by-side. On the left is an A4 flyer titled 'A4フライヤー' with a red banner that says '協会けんぽと 事業所をつなぐ 健康保険委員に登録を' (Connect with Keppō and business premises, register as health insurance committee members). It includes a '健康保険委員申込書' (Application form) with fields for name, address, and phone number, and a 'FAX番号 078-252-8712'. On the right is a '勧奨文書' (Recommendation letter) addressed to '株式会社 〇〇〇' (Company 〇〇〇). It contains the text '兵庫を支える企業のみなさまへ' (Dear companies that support Hyogo) and '健康保険の事務担当者をご登録ください' (Please register as the person in charge of health insurance matters). A red arrow points from the flyer to the letter, indicating a comparison.

他支部（文書勧奨での好事例）を参考
「健康保険委員に登録を（フライヤー）」
↓
「健康保険事務担当者をご登録ください。」に変更

理解度調査結果（参考資料）

- ① 情報収集の手段として、保険料率や健診・保健指導、給付内容等について、協会けんぽや事業所（職場）からどのような手段で情報発信があれば、情報を得やすい（確認しやすい）と思いますか。（複数回答可）



- ② 協会けんぽでは、メールマガジンを支部ごとに配信していますが、登録したいと思いますか。
 ③ もし、協会けんぽのSNS（LINE、Facebook等）があることがわかったら、登録したいと思いますか。

② メールマガジンへの登録



③ SNSへの登録



ご意見をいただきたい事項

- ① 健康保険委員の委嘱拡大のための広報、勧奨方法について、ご意見をお願いします。
 ② 協会けんぽのメールマガジンについて、登録者数を増やすためのアイデア、登録いただくための勧奨方法、また、令和元年度の配信内容に対するご意見をお願いします。（令和元年度の配信内容は、P15をご参照ください。）

・令和元年度に実施した主な広報

令和元年度 主な広報

健康保険証適正使用ポスター

▶背景

兵庫支部における無資格受診は、令和元年度において**約7,800件、約1億9千万円発生**した。現在、国ではマイナンバーカードのICチップや健康保険証の記号番号によりオンラインで資格情報が確認できるよう進めておりますが、令和3年3月の本格運用まではまだ時間を要するため、加入者・事業主・医療機関への広報が必要である。

▶主な送付先 等

- 兵庫県内保険医療機関（医科・歯科）：約7,000部
令和2年3月4日に支払基金を通じて配布
- 事業所：約600社×2部＝約1,200部
令和2年3月27日にターゲットを絞り送付
(平成31年4月から令和元年12月の間で、調定件数1件以上かつ1か月以内の保険証未返却人数2名以上の事業所)

▶保険証回収の広報（HP）

- ホームページに掲載（平成30年11月5日掲載）
「事業所の方は、従業員様の退職の際にお渡しください。」
⇒事業所向けにHPにチラシを掲載

これから退職される方へ

保険証返却のお願い

退職日の翌日から現在お持ちの保険証は使えなくなります

退職後に、現在お持ちの保険証を使用すると、後から医療費を返納していただくなどの手続きが発生します。退職後は、次に加入する医療保険の発行の保険証を使用してください。

※被保険者が本人様が資格喪失した場合、それに伴い、被扶養者であるご家族様も保険証を使用できなくなりますのでご注意ください。

退職後の健康保険加入のご案内

	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご所属の健康保険(新扶養者)
手続先	お住まいの健康保険の協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の国民健康保険課	ご所属の勤務先
加入条件	・退職日まで「健康保険料」を納付し、退職日の前月15日までに「退職日の翌日から30日以内」に手続すること	・お住まいの市区町村の国民健康保険課にお申し込みください。	・ご家族が加入している健康保険の扶養の資格を失ったことにより発生します ・ご家族の健康保険にお申し込みください。
保険料	・保険料は、退職前と同様の水準に引き上げます ・ただし、国民健康保険に加入する場合は、お住まいの市区町村の国民健康保険課から通知書が届きます。	・保険料は、加入する市区町村の人口数や世帯の所得などによって異なります ・保険料の減免制度があります ・お住まいの市区町村による優待制度があります。	・被扶養者の保険料負担はありません。

A3ポスター 11,500部 作成

訴求力を高めるために
各団体と連名で広報実施

保険診療をうけられる皆様へ
ご存じですか? **保険証**のごこと?

保険証を
ご使用いただけるのは
退職日までです

保険証は
受診のつど
提示してください

**退職された場合は、
保険証をすみやかに会社にお返しください。**

退職後などに無効な保険証を使用された場合は、後日、医療費を返還していただくことになります。

兵庫県医師会 兵庫県歯科医師会 兵庫県薬剤師会
全国健康保険協会兵庫支部 社会保険診療報酬支払基金兵庫支部

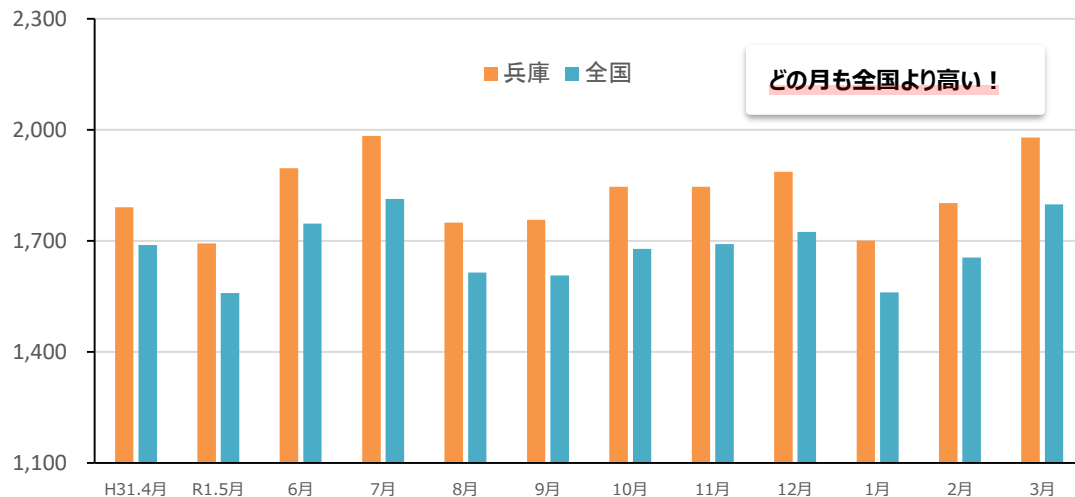
歯周病予防啓発ポスター

▶背景

兵庫支部の加入者の歯科医療費（一人あたり）は、全国平均より高い。

近年、歯科および口腔内の健康と全身の健康の関連性も注目されており、健康の入り口として歯科・口腔内の健康づくりを訴求する必要がある。

（円/1か月） 一人あたりの医療費（歯科）



▶主な送付先

- ・歯科医師会：100部
 - ・兵庫県：150部
 - ・健康保険委員：約3,500件×2部＝約7,000部
- 令和元年12月中旬に研修チラシに同封

B3ポスター 8,000部 作成

歯医者は怖い??
歯周病はもっと怖い

ひとつでもあてはまったら歯科医師に相談しましょう

歯が伸びてきたり
歯並びが変わった気がする…

歯と歯の間に
物が詰まりやすい…

歯ブラシに血が
付くことがある…

歯ぐきが赤く
はれてきた…

歯が浮いたような
感じがする…

口臭が
気になる…

歯ぐきが
痩せてきた…

口からは歯周病予防の
歯周病予防のイメージイラストです。

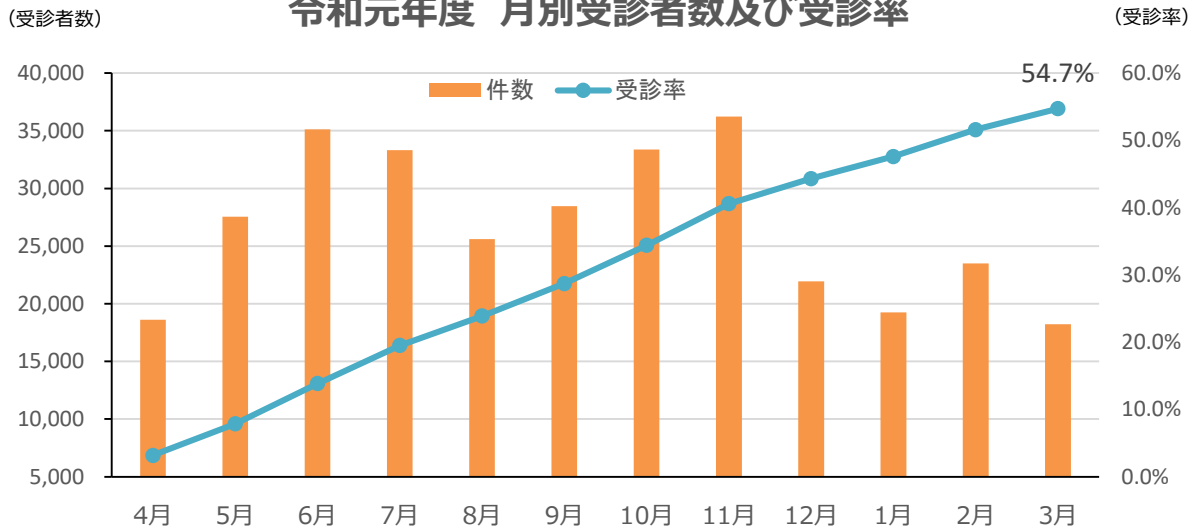
全国健康保険協会 兵庫支部 兵庫県歯科医師会 兵庫県

生活習慣病予防健診受診啓発ポスター

▶背景

兵庫支部では、第2期データヘルス計画において「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加」を掲げ、生活習慣病予防健診受診率の目標値は65%以上である。令和元年度の兵庫支部の健診受診率は、54.7%であり、さらなる受診率の向上が求められている。

令和元年度 月別受診者数及び受診率



▶主な送付先 等

- 生活習慣病予防健診対象者のいる事業所：約72,000社
(令和2年度の生活習慣病予防健診のご案内に同封)

A2ポスター 80,000部 作成

「全事業所へ送付する広報物が必要」との
事業計画に基づき、第一弾として作成

中は、見た目じゃわからないから。



健診費用
約6割
補助あり!

35~74歳のお勤めの方へ

「生活習慣病予防健診」を
受けましょう。

「日」個のりんごで医者いらず」とは言いますが、カラダの健康状態は外から見えません。健康に自信がある方も、生活習慣に不安がある方も、年に一度は健診でしっかりチェックを!

● 定期健診項目に加え、各種がん検診(乳がん・子宮頸がん)も追加で受診できます! ●

肺がん	大腸がん	胃がん	乳がん	子宮頸がん
がん死亡数**	がん死亡数**	がん死亡数**	がん罹患数**	がん罹患数**
男性 1位 女性 2位	男性 3位 女性 1位	男性 2位 女性 4位	女性 1位	女性 5位

詳しくは定期医療機関にご連絡いただくか、協会けんぽホームページをご覧ください。

全国健康保険協会 兵庫支部
協会けんぽ <http://www.kyouseikaikenpo.or.jp/>

納入告知書同封チラシ (兵庫つうしん)

- ▶ 日本年金機構を通じて加入事業所に送付
- ▶ 発行部数 87,300部 (令和2年3月号)
- ▶ 毎月20日に発行 A4 両面カラー

加入者・事業主の皆様へ

協会けんぽ 兵庫 つうしん 2020

職場内で掲示・回覧をお願いします。

こんにちは！協会けんぽ兵庫支部です。今年度も残りわずかとなりましたね。令和2年4月から健康保険法の改正により、被扶養者の国内居住要件が削除されます。ただし、海外居住者であっても、「外国において留学をする学生」や「外国に赴任する被保険者に同行する家族」などの海外特例要件に該当する場合は例外となります。

令和2年度 (令和2年4月～令和3年3月) の健診のご案内

協会けんぽでは、年度内に一度、加入者の皆さまの健診費用の補助を行っています。事業所様の元氣は従業員の方々の健康があってこそです！大変お得で充実した協会けんぽの健診をぜひご利用ください。

被保険者 (ご本人) 生活習慣病予防健診 2人に1人が受けています

- ・35～74歳の被保険者様を対象とした健診です。
- ・3月下旬に、緑色の封筒で対象者のいる事業所様にご案内をお送りします。

お得な料金 健診費用の6～7割 (約11,000円) を協会けんぽが補助！

充実の内容 定期健診として受診可能！ (労務管理担当者様にご案内) さらに、検査内容に大腸・胃・肺・乳・子宮頸がん検査も含まれています！
※乳・子宮頸がん検査は年2回の検査あり

健康づくりの
プロによる
健康サポートが
受けられる

生活習慣病になるリスクの高い人には、生活習慣を改善するためのサポートを保健師や管理栄養士が無料で行います！
※当日健診機関で受けられる場合もあります。

令和2年度受診分より協会けんぽへの申込みが不要となります

令和2年4月1日受診分より協会けんぽへの申込みは不要となり、加入者 (被保険者) ・事業主様から健診実施機関に対してのみ予約申込みを行うだけで手続完了となります。

被扶養者 (ご家族) 特定健診

- ・40～74歳の被扶養者 (ご家族) 様を対象とした健診です。
- ・4月上旬に、黄色の封筒で被保険者様のご自宅にご案内をお送りします。

お得な料金 最高7,150円を協会けんぽが補助！ (基本的な健診の場合) さらに、兵庫県内各地域において無料で受診できる「集団健診」を実施します。

健康づくりの
プロによる
健康サポートが
受けられる

生活習慣病になるリスクの高い人には、生活習慣を改善するためのサポートを保健師や管理栄養士が行います！
費用の約8,500円～25,000円を協会けんぽが補助します。

水
あそび
お役立ち情報満載の兵庫支部メルマガ「ヘルメール」会員、大大大募集！
登録は兵庫支部HPから >>>

新様式 (令和元年5月から) の使用にご協力をお願いします！
各種申請は郵送で手続き可能
申請書はHPより印刷できます！

発行所：全国健康保険協会 兵庫支部
住所：〒651-8512 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST
電話：078-252-8701
発行：令和2年3月23日

全国健康保険協会
神戸支部

令和元年度の掲載内容

月	内容	
4	表・「健康経営セミナー」参加者募集 裏・健診案内 (平成31/令和元年度)	
5	表・インセンティブ制度 裏・限度額適用認定証	・特定保健指導 ・療養費 (立替払等)
6	表・「健康経営優良法人2020認定を目指すセミナー」参加者募集 裏・申請書提出にあたってのお願い	・整骨院・接骨院の正しいかかり方
7	表・定期健康診断の結果データをご提供ください 裏・ジェネリック医薬品 (軽減額通知1回目) ・メールマガジン登録者募集	
8	表・平成30年度 決算見込み 裏・インセンティブ制度	
9	表・被扶養者資格再確認のお願い 裏・保険証返却のお願い	・任意継続添付書類の追加 ・申請書様式変更のお知らせ
10	表・令和2年度 生活習慣病予防健診 協会けんぽへの申込み廃止 裏・「メンタルヘルスセミナー」参加者募集	
11	表・被扶養者資格再確認の勧奨 裏・署名・押印の取扱い変更 (被保険者証再交付申請書等)	・令和2年度 生活習慣病予防健診 協会けんぽへの申込み廃止
12	表・台風19号に関する対応 裏・特定保健指導	・医療費のお知らせの送付 ・糖尿病等重症化予防プログラム
1	表・健康保険委員表彰式を開催しました 裏・高額療養費スキャンに向けた添付書類不要のご案内	・ジェネリック医薬品 (軽減額通知2回目) ・健診受診勧奨
2	・保険料率 (本部一括作成)	
3	表・健診案内 (令和2年度) 裏・退職後の健康保険 (保険証返却のお願い等・任意継続)	

令和元年度 主な広報

健康保険委員向け広報紙 (協会けんぽひょうご)

- ▶ 健康保険委員に送付
- ▶ 発行部数3,254部 (令和2年2月号)
- ▶ 偶数月の月上旬に発行
- ▶ A4 両面カラー

毎年大好評
卓上カレンダー
カレンダーの裏面は
・協会けんぽの案内
・年齢早見表
・健康保険制度 等
お役立ち情報掲載!

健康保険委員特典



インセンティブ(報奨金)制度をご存知ですか?

2019年度からインセンティブ(報奨金)制度を導入しました。この制度は、協会けんぽの加入者が健康増進の取組を実施し、健康診断の結果が良好で、かつ、生活習慣病予防健診を受診した際に、協会けんぽから報奨金を支給いたします。

インセンティブ(報奨金)制度の概要は、以下のとおりです。

- 対象者の範囲
 - 協会けんぽの加入者で、かつ、生活習慣病予防健診を受診した加入者です。
 - 生活習慣病予防健診の結果が良好で、かつ、健康増進の取組を実施した加入者です。
- 報奨金の金額
 - 生活習慣病予防健診の結果が良好で、かつ、健康増進の取組を実施した加入者に対しては、1人あたり10,000円(税別)を支給いたします。
- 報奨金の申請
 - 報奨金の申請は、協会けんぽのホームページから行うことができます。
- 報奨金の支給
 - 報奨金の支給は、協会けんぽのホームページから行うことができます。



令和元年度の掲載内容

月	内容
4	表 ・申請書提出にあたってのお願い 裏 ・Q&A 保険証 (到着までの流れ・資格証明書等) ・健康保険委員研修会を開催しました
同封物	「健康経営セミナー」参加者募集
6	表 ・保険証返却のお願い 裏 ・申請書記入の注意点 (マイナンバー記載欄) ・Q&A 給付金 (内容・振込みまでの目安・時効) ・新サービス「チャットボット」
同封物	メールマガジンに関するアンケート
8	表 ・整骨院・接骨院の正しいかかり方 裏 ・限度額適用認定証 裏 ・Q&A 傷病手当金 (事業主証明欄)
同封物	申請書様式変更のお知らせ
10	表 ・任意継続の保険証発行 (退職日の確認ができる添付書類の追加) 裏 ・Q&A 高額療養費
同封物	「メンタルヘルスセミナー」参加者募集
12	表 ・署名・押印の取扱い変更 (被保険者証再交付申請書等) 裏 ・Q&A 医療費のお知らせ
同封物	2020年卓上カレンダー
2	表 ・令和2年度 生活習慣病予防健診 協会けんぽへの申込み廃止 裏 ・Q&A 退職後の健康保険 ・傷病・出産手当金、高額療養費スキャンに向けた添付書類不要のご案内
同封物	メールマガジン登録者募集

2020 2 ~職場内で回覧・掲示をお願いします~ Vol.60
健康保険委員向け広報紙 協会けんぽ ひょうご

■生活習慣病予防健診 協会けんぽへの申込みを廃止します
■Q&A: 退職後の健康保険 ■申請書の添付書類について

生活習慣病予防健診 協会けんぽへの申込みを廃止します

(令和2年度受診分より)

協会けんぽでは、生活習慣病の予防や早期発見のため、生活習慣病予防健診を実施し、健診費用の一部を補助しています。現在、生活習慣病予防健診を受診するには、加入者(被保険者)・事業主様から協会けんぽに対する申込みが必要ですが、令和2年4月1日受診分から、協会けんぽへの申込みを廃止します。

現行 令和2年3月31日 受診分まで 協会けんぽへ申込みが必要
変更後 令和2年4月1日 受診分より 協会けんぽへ申込みが不要

申込書の廃止に伴う変更点

●令和2年4月1日受診分より協会けんぽへの申込書の提出は不要
加入者(被保険者)・事業主様から健康実施機関に対してのみ予約の申込みを行うこととなります。協会けんぽへの申込書の提出及び情報提供サービスを利用した申込みのいずれも不要となります。

●事業主様向け健診案内の内容を変更
毎年3月に協会けんぽから事業主様へ次年度の健診対象者を記載した申込書を送付していましたが、令和2年度受診分(令和2年3月送付予定分)からは、申込書に代えて、健診対象者の情報を記載した生活習慣病予防健診対象者一覧を送付します。当該一覧は申込書ではないため、協会けんぽへの提出は不要です。

●情報提供サービス(事業主様向け)の機能が一部変更
申込書の廃止に伴い、令和2年2月25日(予定)より、情報提供サービスの機能が一部変更となります。

加入者・事業主様へお願い

●健診実施機関への予約申込みについて
令和2年4月1日受診分より、協会けんぽへの申込みが廃止となるため、健診実施機関への予約申込みを行う際には、健診実施機関に対して、保険証に記載されている記号・番号、保険者番号、生年月日や、受診する健診項目、健診予定日等の情報を正確にお伝えください。

令和元年度 主な広報

社会保険協会発行広報誌 (社会保険ひょうご)

- ▶ 兵庫県社会保険協会から会員に送付
 - ▶ 発行部数 約23,000部
 - ▶ 奇数月の20日に発行
 - ▶ A4冊子 カラー
- (全8ページ：協会けんぽ1~2ページ)

令和元年度の掲載内容

月	内容	ページ数
5	・健診案内 (平成31/令和元年度)	2
7	・申請書様式変更のお知らせ	1
9	・「メンタルヘルスセミナー」参加者募集 ・被扶養者資格再確認のお願い	2
11	・署名・押印の取扱い変更 (被保険者証再交付申請書等) ・「メンタルヘルスセミナー」参加者募集	1
1	(・新年のご挨拶) ・健康保険委員表彰式を開催しました ・健康保険委員登録者募集	1
3	・健診案内 (令和2年度) ・保険料率	2



メールマガジン

▶メールマガジン登録者へ配信

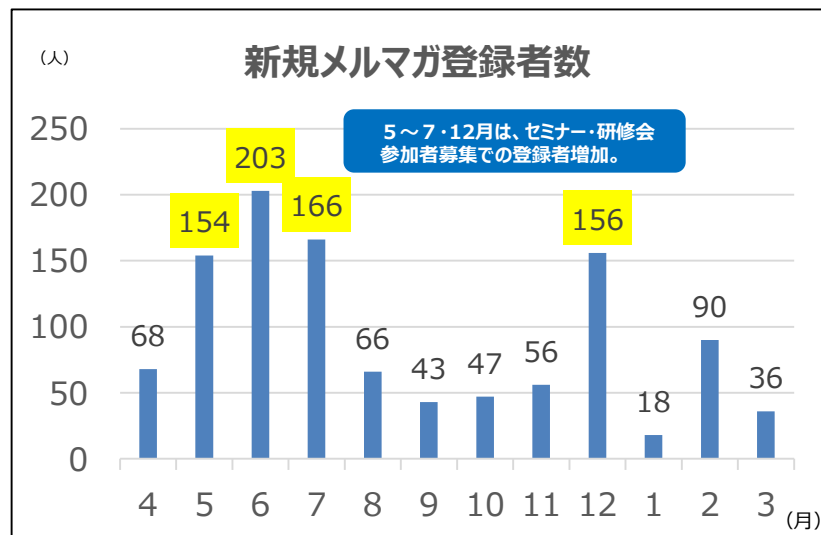
▶約4,000名 登録

▶毎月10日に配信

(臨時号については随時)

▶目標：新規登録 **1,000件/年**

結果：目標達成 **1,103件/年**



令和元年度の配信内容

月	内容
4	・健康経営セミナーのご案内 ・健診受診のご案内 ・保険証発行の流れ ・神戸市からのお知らせ
5	・健康経営セミナーのご案内 ・療養費（立替払）
6	・健康経営セミナーを実施しました ・限度額適用認定証、高額療養費
7	・出張健診のご案内 ・特定保健指導
8	・平成30年度 決算見込み ・ジェネリック医薬品（軽減額通知1回目） ・介護保険料
9	・健康経営優良法人2020認定の申請受付が開始されました ・傷病手当金 ・ピンクリボンフェスティバル2019が開催されます
10	・メンタルヘルスセミナーのご案内 ・出産手当金 ・消費税の増税
11	・令和元年台風19号に関する協会けんぽの対応 ・第三者行為による傷病届 ・令和2年度 生活習慣病予防健診申込書の廃止
12	・医療費のお知らせ ・年末年始の営業 ・令和元年台風19号に関する協会けんぽの対応
12/25	・年末年始の営業 ・保健師「桜」の健康情報 ・コンピュータウイルス「Emotet」への感染にご注意ください
1	・健康保険委員表彰を行いました ・高額療養費 ・医療費のお知らせ ・糖尿病等重症化予防プログラム
2	・ジェネリック医薬品（軽減額通知2回目） ・各種届出、申請書の提出先 ・令和元年度の出張健診、集団健診 ・インセンティブ制度
2/12	・令和2年度の保険料率 ・介護保険制度 ・インセンティブ制度
2/27	・新型コロナウイルスに関する情報（リンク集） ・保健師「桜」の健康情報～個人で対応できること～ ・協会けんぽ兵庫支部での対応
3	・保険証の返却 ・退職後の健康保険（任意継続） ・新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度の健診についての対応 ・連載予告！「健康経営優良法人（中小規模法人部門）」認定基準解説
	※毎月上旬に加え、 保健師「桜」の健康情報（4月除く）と健康情報・健康レシピを配信

保険料率に関する広報

令和2年3月分（4月納付分）からの協会けんぽの保険料率（健康保険料率10.14%据え置き、介護保険料率1.73%から1.79%へ引上げ）について、加入者に広く周知する必要があることから、事業所への保険料額表送付（本部）に加え、関係団体への広報依頼・県民だよりひょうごでの広報を実施。

▶ 関係団体への広報依頼 ・令和2年2月下旬から3月上旬に送付

送付物	送付先（合計102か所）
① 広報紙掲載原稿案 ② 料率リーフレット ③ 料率チラシ ④ 料率ポスター ⑤ 業務関係リーフレット	<ul style="list-style-type: none"> ・市町41か所 ・年金事務所10か所 ・兵庫県商工会議所連合会 ・商工会議所19か所 ・兵庫県商工会連合会 ・商工会28か所 ・兵庫県中小企業団体中央会 ・一般財団法人兵庫県社会保険協会 ・兵庫県社会保険労務士会

▶ 県民だよりひょうご3月号

・県内全戸約235万件へ令和2年2月下旬から3月上旬に配布

協会けんぽ兵庫支部の加入者の皆さまへ

令和2年度の
**兵庫支部の健康保険料率は据え置き、
 介護保険料率は引上げとなります。**

<p>健康保険料率 10.14% → 10.14%</p>	<p>介護保険料率 1.73% → 1.79%</p>
---	---

※40歳から64歳までの方は、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
 ※任意継続被保険者の方は令和2年4月分（4月納付分）保険料から変更となります。
 ※費については支給日が3月1日から変更後の保険料率が適用されます。

全国健康保険協会 兵庫支部
協会けんぽ
検索

協会けんぽ
☎078-252-8701（音声案内あり）

読者の声▶▶▶ 城崎の由来が「木の先」という説があるとは知りませんでした。（横田さん 兵庫県）
令和2（2020）年
3月号 県民だよりHyogo 4

【中面1枠サイズ（245mm × 65mm）】